推薦入試及び大学推薦基準（案）

生徒より、推薦入試受験の申し出があった場合は、次のとおり生徒推薦に関する委員会（以下、推薦委員会という）を開催し、その審議を経て校長に上申するものとする。

第１条　推薦委員会の構成

推薦委員会は教頭Ⅰ、教頭Ⅱ、教務主任、校務主任、進路指導主事、生徒指導主事、学年主任、年次担当、進路担当で構成する。

第２条　開催時期

原則として９月第３水曜日、推薦会議を開催する。推薦入試を受験希望する生徒は、その一週間前までに担任に申し出る。

第３条　推薦基準

推薦入試の受験を希望する生徒は下記の基準を満たしている者とする。

（１）学業成績

イ．志望校の推薦基準に適していること。

ロ．志望校が基準を示していない場合は、評定平均値の基準を以下の通りとする。但し、医療福祉看護系の学校は３．５以上とする。

４年制大学一部……３．５以上　　同二部……３．２以上

短期大学一部……３．２以上　　同二部……２．７以上

専修学校・各種学校……２．７以上

ハ．該当年度に於いて卒業の見込みであること。（当該年度内に卒業した者を含む）。大学・短大希望者は、以下のニ、ホのどちらかの基準を満たしていること。

ニ．大学・短大希望者は、予備校や塾等による学外模試を受験し、希望校に関してＡまたはＢ判定を得ること。

ホ．大学・短大希望者は、学内模試で素点平均７０％以上の得点を得ること。

（２）勤怠状況

イ．生活指導で「学校謹慎懲戒指導を伴う訓告及び停学の指導」を受けていない者であること。

①但し、過去に「学校謹慎懲戒指導を伴う訓告及び停学の指導」を受けた者であっても、その後の生活態度学習態度が良好に改善された者については、推薦委員会で審議の対象とすることができる。

②前項の規程に関わらず、「学校謹慎懲戒指導を伴う訓告及び停学」が２回以上の生徒及び３年次に「学校謹慎懲戒指導を伴う訓告及び停学」がある生徒は、その限りではない。

ロ．各期の面接指導の欠課時間が１０時間以下かつ特別活動の欠課時間が５時間以下であること。LHR を含む。ただし、校外特別活動（社会研修・職業

体験等)、修学旅行は除く。

①３日・５日コースは欠課時間を各期２０時間とする。特別活動は２日コースと同様の基準とする。

②転編入生は本校在籍時のみを対象とする。

③各学期の欠席、欠課が多い者であっても、その理由を推薦委員会が、認めた者については、推薦の対象とすることができる。

（３）学資負担能力が充分であること。

（４）保護者の承諾を受けていること。

（５）原則として、合格した大学・短大・専門学校に入学する意志が明確であること。但し併願を可とする大学等においてはその限りではない。

（６）大学・短大・専門学校が過年度生の推薦出願を認めている場合は、３年次生の９月の推薦委員会で推薦基準を満たしていると認められた過年度生が推薦を申し出た際に、卒業して１年以内の生徒に限り再度推薦委員会で審議する。その場合、以下のイ、ロの基準を満たしている者とする。ただし、３年次生の９月の推薦委員会で推薦基準を満たしていない場合、及び大学・短大・専門学校が求める当該年度の推薦基準を満たしていない場合は、いずれの場合も推薦委員会で審議しない。

イ．学業成績の基準については、３年次生の９月において推薦基準を満たしている者が大学・短大の推薦入試を希望する場合は、再度、学外模試又は学内模試を受験する必要はなく、推薦基準を満たしていると認める。

ロ．勤怠状況の基準については、卒業時から次年度の９月末まで健全で模範的な生活を送っていると推薦委員会が認める。

第４条　対象とする入試

指定校推薦、学校推薦型選抜のみを対象とする。自己推薦、総合型選抜、担任推薦、スポーツ推薦等は、この基準の対象としない。

第５条　学内基準を満たしていない生徒への対応

大学・短大から、本人の資質や能力を認め推薦の要請があった生徒で第３条を満たしていない者は、推薦委員会で審議する。

また、姉妹校受験に関しては、担任推薦により、成績基準を満たさない生徒の出願を校長が特別に認める場合がある。その他、特別な事由がある場合は、担任の申し出により推薦委員会にて審議する。

第６条　第２志望校への出願について

審議の結果適当と認められた生徒は、一つの志望校へ推薦する。但し、その志望校に不合格となった場合は、再度審議して第２志望校に推薦することができる。

第７条　指定校推薦に関して（同一校への複数名の志願者に対する学内選考について）

大学・短大から推薦人員の制限がある場合は、学業成績・人物・学習および生活

態度に優れたものを上位より候補として上申する。

第８条　推薦の取り消し

推薦入試で合格後に学校謹慎懲戒指導を受けた者に対しては、本校からの推薦を取り消すことができる。

第９条　その他、必要事項については推薦委員会で審議し、校長に上申する。

細則　　推薦の手続きについて

（１）上申後、校長決済による承認を経て、生徒は証明書交付願にて事務局へ推薦書の発行を申し込む。発行料は調査書の発行料に準ずる。

（２）推薦書は年次担当が記載し、推薦委員の検閲を受ける。

（３）検閲後、事務局にて発行手続きをとる。

附則　この規定は、平成２２年１０月１日より施行する。

附則　この規定は、平成２６年４月１日より施行する。

附則　この規定は、平成２８年４月１日より施行する。

附則　この規定は、令和３年４月１日より施行する。

附則　この規定は、令和７年４月１日より施行する。